

奈良県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
伊丹 毅	げんき整骨院 桜井市大福二四三	平成二十六年二月二十八日
流川 道	大職冠鍼灸整骨院 大和郡山市冠山町六四四―一 日	平成二十五年十二月三十一日
杉山 典之	あすか整骨院 御所市一九八―一	平成二十六年一月三十一日